平成２７年（フ）第４６７８号
東京都足立区保木間５丁目８―19
債務者　江部　裕美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７３２号
東京都葛飾区青戸４丁目６―16―407
債務者　西田ふさ子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７４５号
神奈川県川崎市多摩区登戸3189―１―105
債務者　重永　　緑
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７４６号
東京都中野区上高田５丁目12―２―103
債務者　大山　吉隆
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７４８号
東京都杉並区清水２丁目22―14
債務者　古城　美穂
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５０号
千葉県千葉市花見川区犢橋町183―15　ポライトリーⅡ202号
債務者　中村　好成
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５１号
東京都板橋区前野町１丁目33―12―103
債務者　奥山　正樹
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５２号
千葉県市川市新井３丁目22―14―101
債務者　淺羽　徳宏
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５３号
東京都豊島区要町１丁目15―３　横山荘
債務者　板橋　　清
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５４号
東京都北区赤羽南１丁目４―９―305
債務者　松岡　大介
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５５号
東京都杉並区上高井戸２丁目１―18　ガーラプレイス八幡山　壱番館106
債務者　吉村　栄二
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５８号
東京都台東区三ノ輪１丁目24―５―402
債務者　山崎かおり
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７５９号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　横山　辰吉
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７８８号
東京都葛飾区水元１丁目１―９―201
債務者　黒田　治美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７９１号
東京都杉並区下井草４丁目16―17―203
債務者　井出　礼子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部